

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和4年2月21日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第2号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年2月8日

亀岡市長 桂 川 孝 裕

損害賠償額の決定について

市は、学校施設管理の瑕疵による事故の損害賠償の額を下記のとおり決定する。

令和4年2月8日専決

亀岡市長 桂川孝裕

記

- 1 損害賠償の額 96,723円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 28歳男性
- 3 事故の概要

令和3年10月18日午後2時15分頃、亀岡市立大井小学校の駐車場において、放送機器の上に設置していた小型のテントが強風にあおられて駐車中の相手方車両に当たり、車両の右後方のドアが損傷した。